

業務部速報



No. 83

発行 25. 11. 27

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方に 申9号 について(修正)」に関する説明申し入れ 11月26日団体交渉を行う! ②

3. 現行の基準内賃金と修正提案実施以降の役割遂行賃金の平均額の差異を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・ 未来のことなので確定できない。一定の前提をおいて今後示していく。
- ・ 当初提案時より修正提案時の方が増えると考えている。
- ・ 確度を高く、より正直なものを今後示していく。

**年末手当のポイントに「今後の期末手当の考え方」が記載され労使議論の形骸化との認識である！
期末手当の労使議論において必要な内容であるため、別途示すことを求める！
あわせて、新賃金と夏季手当の同時期議論でよいのかとの問題意識を訴える！**

4. 通勤手当の支給条件および範囲を見直す目的を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・ 2つの支給要件の違いを統一した。(① 1利用区間の距離 ② 自宅から勤務箇所まで距離)
- ・ 税法上 2km未満は全額課税対象となるが、1km超から支給対象とする。

5. 日直・宿直手当の支給額を見直す目的を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・ 今回の修正提案で業務手当を増やすことに伴って、法令上の観点で引き上げを行う。

6. 年末年始手当の支給範囲および支給額を見直す目的を明らかにすること。

7. 年末年始手当の支給方法について、申5号【賃金制度の見直し】16 項「休日労働した場合において、年末年始手当と超過勤務手当を併給すること。」の要求通り「年末年始手当は、超過勤務手当と併給する」に至った会社としての問題意識と経過等を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・ 年末年始においても、休日指定している社員が異常時等に事業本部総体で対応することなどを踏まえて見直すこととした。
- ・ JR 東労組申5号提起やこの間の議論経過を受け止めたこと、社員の声も受け止めた上で判断した。

8. 子ども手当の扶養する子の範囲に追記する目的を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・ 社員からの問い合わせがあり分かりやすさの観点から追記した。誤支給などがあつたわけではない。

9. 遠距離異動手当の支給範囲及び支給方法について、申5号【賃金制度の見直し】24 項「遠距離異動手当については、転勤の発令がない場合においても、現勤務箇所から新勤務箇所までの距離が100 km以上ある場合は支給対象とすること。」の要求通り「転勤の発令等を受けた社員」に至った会社としての問題意識と経過等を明らかにすること。

【説明のポイント】

- ・ 発令に拠らず、業務内容変更で行うことになるため修正した。
- ・ JR 東労組申5号提起やこの間の議論経過を受け止めたこと、社員の声も受け止めた上で判断した。

**修正提案の全ての実施項目に「発令に拠らない業務内容変更」が
貫かれている提案であるため、主たる業務や主たる勤務地を明確にさせ
安全第一の職場をつくり出そう！**